平成31年度第1回五島市農業委員会総会会議議事録

公	表	用
_	~	, 17

開会日時	平成31年4月26日 午後1時35分											
閉会日時	平成31年4月26日 午後2時35分											
場所	五島市役所3階大会議室											
	1	南	忠明	2	出口	幸博	3	山﨑	早苗	4	平田	光昭
農業委員	5	荒木	富男	6	今里	誠一	7	中村	耕二			
出席委員 (14名)	9	古里	善秀	1 0	山下	富雄	1 1	谷川	基晴			
	1 3	角田	隆章									
	1 7	林	賢市	1 8	寺坂	誠一	1 9	田	勝久			
欠席委員	8	山本	実雄	1 2	奈留	敏弘	1 4	上村	孝幸	1 5	岩田	弘孝
(5名)	1 6	尾崎	初雄									
推 進 委 員 出 席 委 員												
(—名)												
欠席委員 (—名)												
署名委員	6	今里	誠一	1 0	山下	富雄						
	事務局長:田脇栄二 農地係長:梅木広成 主査:阿野舞子 事務職員:伊東瑞樹 嘱託員:井川勝博											
事務局	分室 富 江:伊賀紀子主幹 三井楽:野口作実係長 岐 宿:月川美香主査 玉之浦:平田華子主事											

	議	題	件	名	結	果
	議案第	51号	農地法第3条の規定による許	可申請について	可	決
	議案第	5.2号	農地法第5条の規定による許 て	可後の変更承認申請に係る意見につい	可	決
程案件及	議案第	3号	農地法第4条、第5条の規定	による許可申請に係る意見について	可	決
上程案件及び処理結果	議案第	;4号	農業経営基盤強化促進法第18 計画の決定について	条第1項の規定による農用地利用集積	可	決
	議案第	5 号	農地中間管理事業の推進に関 地利用配分計画(案)に対する	する法律第 19 条の規定に基づく農用 意見について	可	決
	議案第	56号	農地利用状況調査に係る非農	地の判断について	可	決

=午後1時35分 開会=

□事務局長

それでは、平成31年度 第1回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、まず最初に、4月1日付けの人事異動により、新たに農業委員会に異動してきた職員で、本日、出席している職員を紹介させていただきます。

口農業委員会 OO

4 月から農業委員会になりました〇〇〇〇と申します。皆さんには、基盤強化法の手続きや農地パトロール関連でお世話になると思います。これからよろしくお願いいたします。

□ ○○支所地域振興班係長兼農業委員会分室 ○○

4 月の人事異動で、本庁農業振興課から〇〇支所へ異動となりました、〇〇分室の担当をします〇〇〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

□ ○○支所地域振興班兼農業員会分室 ○○

4月1日から〇〇分室に配属になりました〇〇〇〇です。よろしくお願いいたします。

□事務局長

以上、3 名ですけどよろしくお願いいたします。その他に、〇〇支所と〇〇支所と〇〇 支所に分室長が異動となっております。異動につきましては、3 月に名簿を配っておりま すので名前の紹介は控えさせていただきます。

それでは、平成31年度第1回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、8番山本実雄委員、12番奈留敏弘委員、14番上村孝幸委員、15番岩田弘孝委員、 16番尾崎初雄委員から欠席の旨通知があっており、総会の出席数委員は、19名中 14名と なります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成31年度第1回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇議長

始めに、今年度の総会議事録署名委員の指名を行いますが、議長に一任いただけますか。 - 「異議なし」という発言あり一

〇議長

議事録署名委員に、〇〇番〇〇〇委員、〇〇番〇〇〇委員の2名を指名いたします。 なお、この2名が総会に欠席した場合に署名押印できなくなることから、次席の議事録 署名委員を決めておく必要があります。2名が欠席した場合に限り、署名押印していただく1番目の委員に〇〇番〇〇〇委員、2番目の委員に〇〇番〇〇〇委員を指名いたします。

〇議長

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下 限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて議案の説明をいたします。3ページをご覧ください。

議案第1号

1番 土地の所在地:〇〇町〇〇番 畑、1筆、3,709㎡

譲受人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 自営業兼農業

譲渡人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由: 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由: 高齢及び後継者がいないため譲り渡す。

契約内容: 売買 対価〇〇万円

次に、4月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし―

〇議長

では、採決いたします。議案第1号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 — 賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって1番は許可されました。

〇議長

次に、議案第1号の2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 土地の所在地:〇〇町〇〇 〇〇番 田、1筆、8,673㎡

譲受人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 自営業兼農業

譲渡人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 会社員

譲受理由: 居住地の近隣に位置しており耕作に便利なため譲り受ける。

譲渡理由: 会社勤めをしており耕作できないため譲り渡す。

契約内容: 売買 対価〇〇円

次に、4月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

では、採決いたします。議案第1号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 — 賛成委員は挙手—

〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

〇議長

次に、議案第2号の農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見についての1番を審議いたします。

なお、本案と議案第3号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見についての1番については関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。4 から 5 ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設 定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改 良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

まず、6ページの議案第2号の1番をご説明いたします。

議案説明の前に本案の農地区分の訂正があります。第2種農地と記載されておりますが、 第3種農地が正であります。訂正をお願いいたします。

それでは、本案は、平成 15 年 11 月 21 日付けで住宅用地として農地法第 5 条の転用許可を得た案件でありますが、当初計画者が、子供の大学入学資金等で費用がかかり、住宅建設資金にめどが立たず事業の着工ができなかったため、承継者による農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請であります。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 383 m²

〇〇町〇〇番 畑 80 m²

合計 463 m 第 3 種農地

承継者:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 当初計画者:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的 :(変更前) 住宅用地 (変更後) 住宅用地

付近状況図、配置図につきましては、議案第3号の1番でご説明いたします。

7ページの議案第3号の1番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 383 m^d

〇〇町〇〇番 畑 80 m²

合計 463 m 第 3 種農地

譲受人 : 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人 : 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:住宅用地

契約内容:売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 350mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、隣接境界に沿ってコンクリート及びブロック塀がすでに 設置されており、土砂等の流失の恐れはなく、また、建物を平屋建にすること、また、申 請地近傍には耕作している農地が無く、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。以上です。

〇議長

次に、議案第2号の1番と議案第3号の1番に対する地区協議会会長の報告を求めます。 質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第2号の1番と議案第3号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ ○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第2号の1番及び議案第3号の1番について、当協議会は去る4月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第2号の1番

所 在:〇〇町〇〇番 外1筆

承継者: 〇〇〇〇 当初計画者: 〇〇〇〇

転用目的:(変更前)住宅用地 (変更後)住宅用地

議案第3号の1番

所 在:〇〇町〇〇番 外1筆

申請者:〇〇〇〇 転用目的:住宅用地

議案第2号の1番は、農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請は、やむを得ないと認められる。

議案第3号の1番の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に用途設定された農地にある第3種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。

よって農地法第5条の農地転用許可基準により、第2号の1番は、承認相当、第3号の 1番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第2号の1番に対する地区協議会会長報告は、承認相当、議案第3号の1番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の1番は承認相当、議案第3号の1番は許可相当と決しました。

〇議長

次に、議案第3号の2番を審議いたします。なお、本案については、〇〇番 〇〇〇〇 委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇委員:退席—

〇議長

事務局の説明を求めます

□事務局

それでは、8ページをご覧ください。

議案第3号の2番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 54 m 第3種農地

譲受人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人:〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇一〇〇号 〇〇〇〇

転用目的:駐車場用地

契約内容:売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 200mに位置し、都市計画区域内の準住居地域の第 3 種 農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、境界周囲は、ブロック塀がすでに設置されており土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣の日照・通風・耕作等にも影響はないと思われます。また、 駐車台数6台を計画しております。雨水排水は自然流下とし、駐車場用地として使用するため、汚水・生活雑排水の発生はありません。以上です。

〇議長

次に、議案第3号の2番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第3号の2番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ ○○地区協議会会長代理

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第3号の2番について、当協議会は去る4月17日、現地 調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第3号の2番

所 在:〇〇町〇〇番申請者:〇〇〇〇 転用目的:駐車場用地

本案の申請地は、都市計画区域内の準住居地域に用途設定された第3種農地である。周

辺の農地等に影響は無く、駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。 よって農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。 以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第3号の2番に対する地区協議会会長代理報告は、 許可相当であります。地区協議会会長代理報告のとおり、許可相当とすることにご異議ご ざいませんか。

―「異議なし」という発言あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の2番は許可相当と決しました。〇〇番 〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—OO番OOO委員:出席—

〇議長

次に、議案第3号の3番から5番を審議いたします。事務局の説明を求めます

□事務局

それでは、9ページをご覧ください。議案第3号の3番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 27㎡ 第2種農地

譲受人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 譲渡人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:道路用地

契約内容:隣接する〇〇町〇〇番(原野)の一部と交換であります。土地取得費は、発生しておりません。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 230mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 0.4m、最低 0.1mの盛土による造成工事を施工し、隣接境界はコンクリート擁壁を設置することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、道路用地として使用しますので近傍農地への日照・通風・耕作等に影響はないと思われます。また、隣接する〇〇町〇〇番(宅地)6.45 ㎡及び〇〇町〇〇番(原野)809 ㎡を事業併用地として利用いたします。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。

本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、10ページをご覧ください。議案第3号の4番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇 〇〇番 畑 8,459 m 第2種農地

申請人:〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

○○町○○番地 ○○○○

○○町○○番地 ○○○○ ○○町○○番地 ○○○○

転用目的:資材置場・廃棄物仮置場・重機、車輌等置場用地

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である 農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与える ことはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断さ れます。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 250mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、すでに資材置場及び廃棄物仮置場等と利用されており、 転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・ 耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。また、隣接する〇 〇町〇〇番(原野)1,649 ㎡を事業併用地として使用しております。雨水排水は敷地内で 自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。

本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

また、本案につきましては、4月18日に全地区協議会を開催しております。

最後に、11ページをご覧ください。議案第3号の5番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇 〇〇番 畑 321 ㎡ 第2種農地

譲受人:〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇譲渡人:〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:住宅用地

契約内容:贈与による所有権移転です。

申請地は、〇〇〇〇より東に約 620m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用し、土地境界は、強固な土羽であり土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物の高さを加減する等の措置を講ずることにより、近隣農地への日照・通風・営農等への被害の恐れはありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下及び水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

〇議長

次に、議案第3号の3番から5番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地 区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第3号の3番に対する〇〇地区協議 会会長の報告を求めます。

□ ○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第3号の3番について、当協議会は去る4月17日、現 地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第3号の3番

所 在:〇〇町〇〇番申請者:〇〇〇〇 転用目的:道路用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。

よって農地法第5条の農地転用許可基準により、第3号の3番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

次に、議案第3号の4番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第3号の4番について、当協議会は去る4月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第3号の4番

所 在:〇〇町〇〇 〇〇番 転用者:〇〇〇〇 外3名

転用目的:資材置場・廃棄物仮置場・重機、車輌等置場用地

本案の申請地は、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地である。資材置場・廃棄物仮置場・重機、車輌等置場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。なお、この案件は先程言ったように、全地区協議会で見ておりますのでよろしくお願いします。

―質疑応答:なし―

〇議長

次に、議案第3号の5番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ ○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第3号の5番について、当協議会は去る4月17日、現 地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第3号の5番

所 在:〇〇町〇〇 〇〇番

転用者: 〇〇〇〇 転用目的: 住宅用地

本案の申請地は、おおむね10 ヘクタール未満の区域内にある農地で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第3号の3番から5番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の3番外2件は許可相当と決しました。

〇議長

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。 つづり方を間違っています。12 と 21 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執

行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。本日お配りしました別紙をご覧ください。ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田31筆、畑31筆、樹園地4筆の計66筆で、面積が122,544㎡。所有権移転につきましては、畑1筆で、面積が1,387㎡となっております。

13ページをご覧ください。

1番1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 畑2筆、樹園地2筆

- 1番2 〇〇〇〇 樹園地1筆
- 1番3 〇〇〇〇 畑2筆
- 1番4 〇〇〇〇 田1筆、畑1筆
- 1番5 〇〇〇〇 樹園地1筆
- 1番6 〇〇〇〇 田12筆

以上1番1から1番6の面積合計は田13筆、畑5筆、樹園地4筆 30,765㎡ すべて新規で、契約内容は1番4が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。

1番各号につきましては中間管理事業によるものです。

2番1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇

利用権を設定する者: 〇〇〇〇 外3名

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです

利用権を設定する土地: 畑1筆

- 2番2 〇〇〇〇 畑4筆
- 2番3 〇〇〇〇 畑2筆
- 2番4 〇〇〇〇 畑1筆
- 2番5 〇〇〇〇 畑1筆
- 2番6 〇〇〇〇 外2名

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです

利用権を設定する土地: 畑1筆

- 2番7 〇〇〇〇 畑1筆
- 2番8 〇〇〇〇 畑1筆
- 2番9 〇〇〇〇 畑1筆
- 2番10 〇〇〇〇 畑3筆
- 2番11 〇〇〇〇 畑1筆

以上2番1から2番11の面積合計は畑18筆 43,011 m すべて更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

3番1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 田1筆

3番2 〇〇〇〇 田1筆

以上3番1から3番2の面積合計は田2筆 1,080 ㎡ すべて更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 田1筆 1,921 ㎡ 新規で契約内容は賃貸借権となっております。

5番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 畑1筆 8,297 ㎡ 更新で契約内容は賃貸借権となっております。

6番1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 田3筆 畑5筆

6番2 〇〇〇〇 田1筆

以上6番1から6番2の面積合計は田4筆、畑5筆 14,076 m³ すべて新規で契約内容は6番1が使用貸借権、6番2が賃貸借権となっております。

7番1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: OOOO 利用権を設定する土地: 畑1筆

7番2 〇〇〇〇 畑1筆

以上7番1から7番2の面積合計は畑2筆 3,769㎡ すべて新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

8番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 田1筆 539 ㎡

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

9番1 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: OOOO 利用権を設定する土地: 田8筆

9番2 〇〇〇〇 田1筆

以上9番1から9番2の面積合計は田9筆 16,558㎡ すべて新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

10番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 田1筆 2,528 m² 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転を説明します。

11番 所有権の移転を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者

所有権を移転する者: 〇〇〇〇

所有権を設定する土地: 畑1筆 1,387 ㎡ 契約内容は売買で対価は〇〇円となっております。

以上、1 番 1 から 11 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) の (

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第4号、利用権設定の1番1から10番、所有権 移転の11番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、利用権設定の1番1外28件、所有権移転の11番は原案のとおり可決されました。

〇議長

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。20ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権 を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計 画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第4号1番各号の利用権設 定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。22ページをご覧ください。

- 1番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する土地: 田1筆、畑3筆 3,139 m² 契約内容は、上段が賃貸借権、下段が使用貸借権となっております。
- 2番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 担い手 利用権を設定する土地: 樹園地4筆 9,832㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。
- 3番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 担い手利用権を設定する土地: 畑2筆 2,097㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。
- 4番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する土地: 田12筆 15,697㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。

1番から4番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第5号 農用地利用配分計画に対する意見については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農用地利用配分計画に対する意見については、適当であるとの意見に決しました。

〇議長

次に、議案第6号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第6号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。24ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっていて、手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。25ページから27ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田4筆、畑16筆、樹園地2筆の計22筆で、合計面積は31,344㎡となっております。以上です。

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第6号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

〇議長

議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。事務局より報告願います。

□事務局 会議等報告・予定地について

- 1. 会議等報告・予定について
- 2. 農地改良等届出済書について
- 3. 農地所有適格法人要件確認について
- 4. その他

〇議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、平成31年度第1回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

=午後 2 時 35 分 閉会=